

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
表示部会食品表示調査会（仮称）及び
農林水産省 農林物資規格調査会表示部会（仮称）の
共同開催について（案）

（食品の表示に関する共同会議（仮称）の開催について）

1 趣旨

食品の表示に関する基準は、現行では、食品衛生法、JAS法それぞれに基づく薬事・食品衛生審議会や農林物資規格調査会において、別々に審議を経た上で決定されており、両者を相互に検討する仕組みは設けられていない。また、食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめでも「それぞれの表示制度に基づく表示項目や表示内容が、それぞれの府省ごとに決定される仕組みであるため整合性が取れておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがある」との指摘を受けているところである。

さらに、これらの問題点の解決のために、同中間取りまとめでは、「個別の表示内容や表示方法等について、今後、この懇談会とは別の消費者、事業者等関係者を交えた場で、具体的検討を行っていくことが必要である」といった提言がなされている。

これらを踏まえ、食品衛生法に関する審議会（調査会）及びJAS法に関する調査会（部会）の共同で、食品の表示に関する共同会議（仮称）（以下「共同会議」という。）を開催し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行うこととする。

2 具体的なイメージ

- ・ 食品衛生法関係：薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
表示部会食品表示調査会（仮称）
- ・ JAS法関係：農林物資規格調査会表示部会（仮称）
について、

(1) 両者の委員の構成を同一とする。

※委員は、消費者、事業者、学識経験者等関係者から構成

(2) 両者の座長や運営方法等についても同一とする。

(3) 共同会議では、両法共通事項について審議する。

(すなわち、1回の会議が食品衛生法に基づく会議とJAS法に基づく会議の両方の側面を有する。)

さらに、食品衛生法、JAS法の固有事項についても、それぞれ薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会（仮称）又は農林物資規格調査会表示部会（仮称）として審議することにより、2つの法律に関連する表示は全て同一の委員により審議されることになる。

3 検討事項

食品衛生法及びJAS法に基づく表示項目や表示内容等の整合性の確保を図る観点から、これら2つの法律に共通した事項（表示項目、表示方法等）について、全般的に検討を行うものとする。

当面の具体的な検討事項としては、次のものが考えられる。

(1) 表示項目の用語、定義について

- ① 期限表示（品質保持期限及び賞味期限、消費期限）
- ② 名称と種類別等
- ③ 輸入、製造・加工の定義
- ④ 遺伝子組換えの表示 等

※ このほか、食品衛生法固有事項として

- ⑤ アレルギー表示 等、

JAS法固有事項として

- ⑥ 原産地・原料原産地表示

- ⑦ 原材料表示 等

についても同一の委員により検討されることになる。

(2) 表示方法について

- ① 表示に係る文字の大きさ

- ② バーコード等を活用した新たな表示方法
- ③ 一括表示のあり方
- ④ 表示基準の適用対象（インターネット、広告等への拡大の是非） 等

(3) その他

4 スケジュール

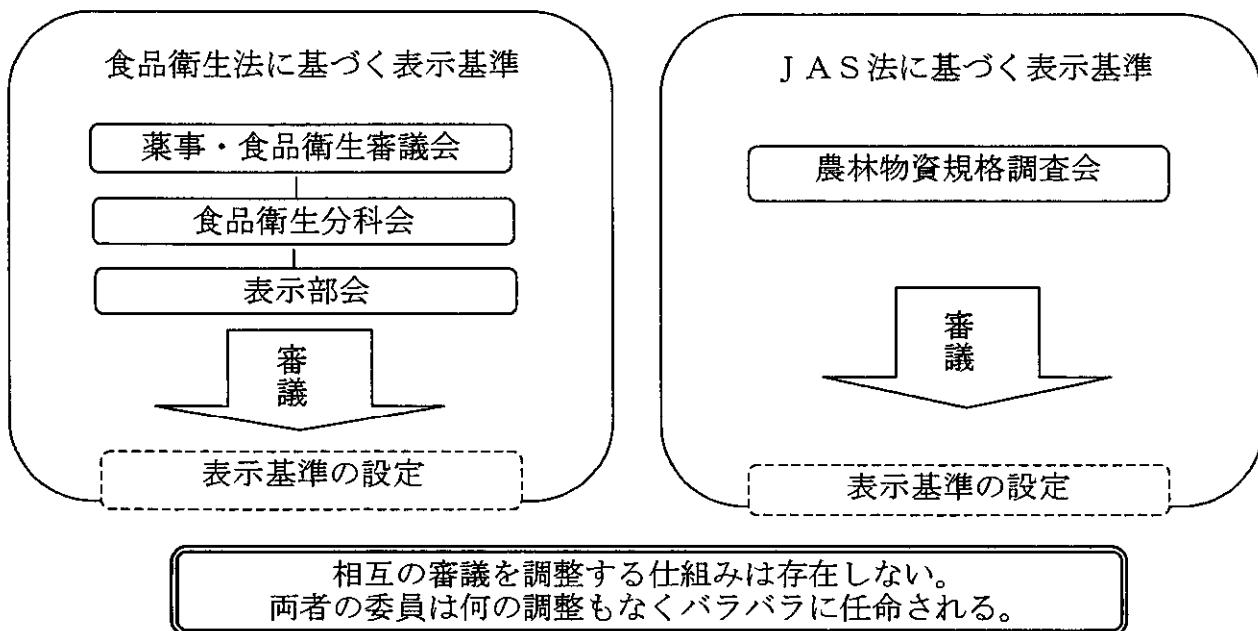
1 1月下旬～12月上旬に第1回会合を開催する。

※ 以後、検討状況に応じて、開催日程を検討する。

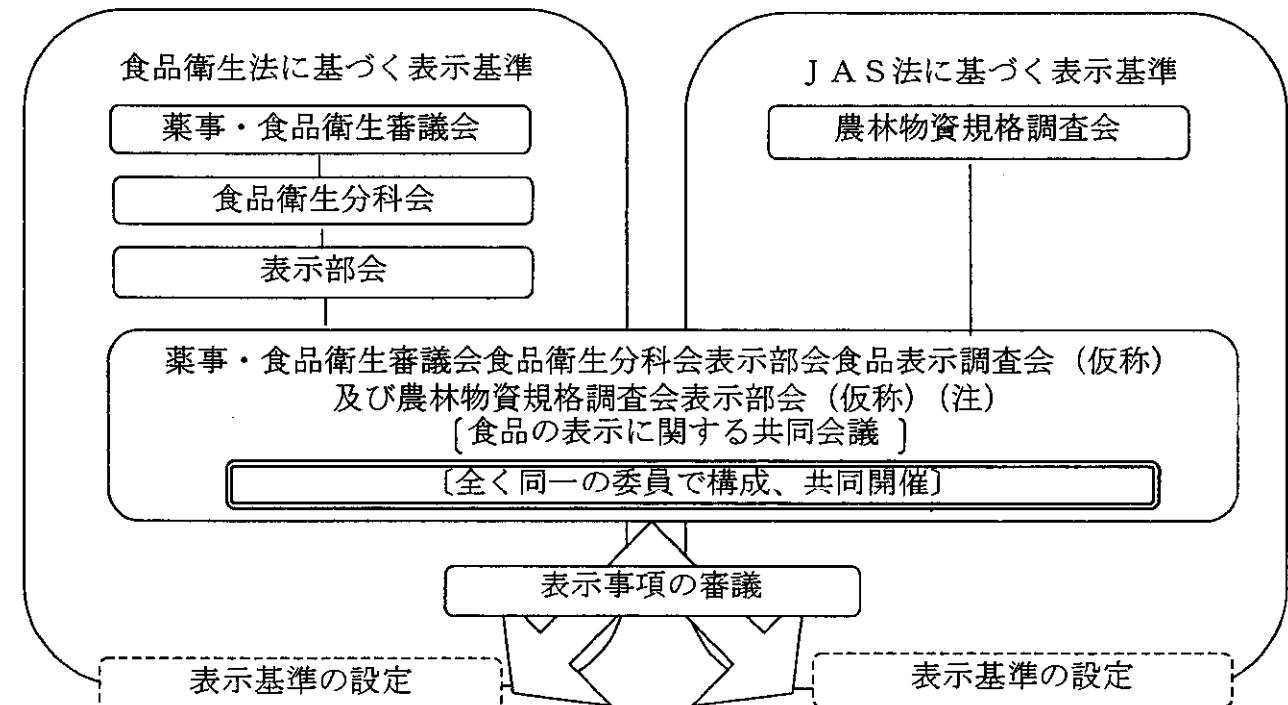
(参考)

共同会議のイメージ

○ 現行の審議体制



○ 共同会議における審議体制



(注) 食品衛生法固有事項については薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会（仮称）として、JAS法固有事項については農林物資規格調査会表示部会（仮称）として、それぞれ審議する。

「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一について」 に寄せられた意見について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集要領及び参考資料を厚生労働省及び農林水産省のホームページに掲載
- ・厚生労働省、農林水産省及び地方農政局等の窓口で上記資料を配付

(2) 意見提出期間

平成14年9月4日から10月3日まで（郵送の場合は10月3日必着）

(3) 意見提出方法

電子メール（厚生労働省）、インターネット（農林水産省）又は郵送

(4) 意見提出先

厚生労働省医薬局食品保健部企画課 又は
農林水産省総合食料局品質課

2. 意見募集の結果

・電子メール又はインターネットによるもの	175件
・郵送によるもの	38件
合 計	<u>213件</u>

3. 整理した意見の分類別件数（別紙）

(別添)

「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一について」に寄せられた意見

項目	件数	主な理由
賞味期限に統一	134 63%	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限の方が一般的に用いられており、消費者に馴染みがある。 ・改版に伴う作業及び費用が新たに生じるため。（コストの問題） ・表示すべき事項が複雑多岐になってきているため、表示スペースや見やすさ等を勘案し、字数の少ない賞味期限表示が望ましい。 ・既に賞味期限が消費者に浸透・定着しており、これ以外の表示に変更されると、消費者に混乱をもたらすことになる、また、賞味期限は食品のイメージに適切な表現である。
統一不要	41 19%	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者にとって「品質保持期限」及び「賞味期限」は定着しており、現段階でとくに混乱していない。 ・諸外国でも期限表示は、Sell-by-date, Expiry date, Use-by-date, Best . . . , The date of minimum durabilityなどいろいろな表記がされている。 ・現状の表示が、個々の商品に合った表示方法である。（ケース・バイ・ケース）
品質保持期限に統一	26 12%	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限は消費期限と語感が近いため、混同しやすい。 ・添加物のように「賞味」することが前提でないものに「賞味期限」と表示するのは、不自然、不合理である。 ・消費者が表示に求めるべきは、「おいしく食べ得る期限」よりも、法律用語の定義により近い「食品の安全期限」だと考える。
その他 (新語の提案等)	12 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・品質保証期限は、商品特性とその販売先に対応して、品質を充分に保持しうる最適な表現方法であり、消費者を対象としたものの表示については賞味期限がすでに定着している。（業務用は「品質保証期限」、消費者用は「賞味期限」）（注2） ・目安的な表現であるならば、もっと分かりやすく色で表記したり、マークで示すのはどうか。 ・両方の用語は生活に定着しているので、どちらかが消えると品質に関する期限設定が無くなつたような印象を受けることから、用語を合わせた方が良いと思われます。（「品質賞味期限」） ・新語として他には、「安全期限」、「可食期限」等がある。
合計	213 (注1) 100%	<p>件数に対する内訳 個人(109)、事業者(96)、消費者団体(8) ※ 意見書の提出が個人名の場合は、「個人」へ分類。（ただし、固有の会社名や団体名が記載されている場合は、「事業者」若しくは、「消費者団体」に分類。）</p>

注1) 意見書に賞味期限(個人としての意見)、統一不要(事業者としての意見)の2つの意見を併記してあった1件については、両方の項目に重複してカウントしている。

注2) 業務用の食品は、JAS法の表示の対象外である。

個別表示事項の定義等の現状

1. 期限表示

(1) 品質保持期限・賞味期限

	品質保持期限	賞味期限
	食品衛生法	JAS法
表示対象 (概念)	期限表示を表示する食品であつて <u>消費期限を表示する食品以外の食品</u> に表示。	
定義	定められた方法により保存した場合において、 <u>食品又は添加物のすべての品質の保持が十分に可能である</u> と認められる期限を示す年月日（※1）	<u>容器包装の開かれていらない製品</u> が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分に保持しうると認められる期限（※2）
両法の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法（品質保持期限→賞味期限） <u>品質保持期限と同一の期限を示す文字として「賞味期限」を規定。</u>（※3） ・JAS法（賞味期限→品質保持期限） <u>「賞味期限（品質保持期限）」と規定。</u>（※2） ○ JAS法の賞味期限及び品質保持期限と、食品衛生法の品質保持期限及び賞味期限とは同一の意義。（※4） 	
設定方法	期限設定は、食品の特性等に応じて、微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行う。（※5）	期限の設定に当たって製造業者等は、食品の特性に応じて、理化学試験、細菌試験、官能試験等を行うとともに、これまでの経験や知識等を有効に活用することが必要。（※3）

※1：食品衛生法施行規則第5条第1項第1号ロ

※2：加工食品品質表示基準第2条

※3：「食品衛生法施行規則第5条第1項第1号ロ及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条第2項第2号ホの厚生労働大臣が定める文字」（平成7年厚生省告示第19号）

※4：「飲食料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付表示に係る事項の改正について」（平成7年2月17日付け7食流第392号通知）

※5：「食品衛生法施行規則等の一部改正について」（平成7年2月17日付け衛食第31号通知）

(2) 消費期限

	食品衛生法	JAS法
表示対象 (概念)	製造又は加工日を含めておおむね5日以内の期間で、品質が急速に劣化しやすい食品に表示。	
定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品又は添加物の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日(※1)	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限(※2)
両法の関係	<input checked="" type="radio"/> JAS法の消費期限と食品衛生法の消費期限とは同一の意義。(※3)	
設定方法	期限設定は、食品の特性等に応じて、微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行う。(※4)	期限の設定に当たって製造業者等は、食品の特性に応じて、理化学試験、細菌試験、官能試験等を行うとともに、これまでの経験や知識等を有効に活用することが必要。(※3)

※1：食品衛生法施行規則第5条第1項第1号ロ

※2：加工食品品質表示基準第2条

※3：「飲食料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付表示に係る事項の改正について」(平成7年2月17日付け7食流第392号通知)

※4：「食品衛生法施行規則等の一部改正について」(平成7年2月17日付け衛食第31号通知)

2. 名称

	食品衛生法	JAS法
表示事項	通常「名称」を用いることになっているが(※1)、乳等省令において、乳及び乳製品は「種類別」、乳又は乳製品を主要原料とする食品は「名称又は商品名」を表示することを規定(※2)。	通常「名称」を用いることになっているが(※3)、「品名」「種類別」「種類別名称」でも可(※4)

※1：食品衛生法施行規則第5条第1項第1号イ

※2：乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条第2項第2号イ、同項第3号イ及び同項第4号イ

※3：生鮮食品品質表示基準第3条第1項(1)、加工食品品質表示基準第3条第1項(1)

※4：加工食品品質表示基準考4

3. 文字の大きさ

	食品衛生法	JAS法
文字の大きさ	原則6号活字以上、表示面積が小さい場合でも、7号以上を使用(※1)。	8ポイント以上(※2) (150 cm ² 以下の場合 5.5~7.5 ポイント)(※3)

※1：食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和44年8月18日付け環食第8832号通知)

※2：生鮮食品品質表示基準第4条第4項、加工食品品質表示基準考2

※3：加工食品品質表示基準考2

4. 冷凍食品の保存温度

	食品衛生法	JAS法
保存温度	衛生学的な観点(微生物の増殖可能温度)及び保存基準設定当時(昭和44年)の実行可能性を考慮しー15℃と設定(※1)。	品質表示基準では特に保存温度は限定されていない(※2)。 ただし、調理冷凍食品のJAS規格において、Codex規格(急速冷凍食品の勧告国際加工取扱規範(CAC/RCP8-1976))に準拠して、品温をー18℃以下と設定している(※3)。

※1：食品、添加物等の規格基準の一部改正について(昭和44年8月18日付け環食化第9040号通知)

※2：加工食品品質表示基準第4条第1項(7)

※3：調理冷凍食品の日本農林規格第3条第1項等

別紙4

相談窓口の一元化について

I 趣旨

食品の表示制度については、複数の法律により規定されていることから、それぞれの窓口へ相談、問合せが必要であることなど、その便利性の問題や表示制度の整合的運用が中間取りまとめ指摘されているところである。(現状では、食衛法については厚生労働省、社団法人日本食品衛生協会(以下「食品衛生協会」という。)、保健所等が、JAS法については農林水産省、独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「消費技術センター」という。)、都道府県のJAS法担当部局が相談を受け付けている。

このため、「食品の表示制度に関する懇談会」においても、消費者や事業者に分かりやすい相談窓口の一元化(ワン・ストップ・サービス)が提案されており、その実現を推進する。

II 概要

1. 相談窓口の設置場所等

- (1) 消費技術センター本部(埼玉県さいたま市)に、食品衛生協会職員(食品衛生監視員OB)を派遣する。
- (2) 食品衛生協会(東京都渋谷区)に、消費技術センター職員を派遣する。
- (3) 消費技術センター職員と食品衛生協会職員共同で、食衛法及びJAS法で規定された表示に関する消費者、事業者等からの相談、問合せや情報を一元的に受け付ける体制を整える。
- (4) 相談は電話又は窓口により受け付ける。

2. 業務内容

- (1) 食品衛生法、JAS法で定められた表示に関する相談
※ 相談内容が景品表示法にかかる場合には、速やかに公正取引委員会の担当部署に連絡する。
- (2) 食品表示に関する苦情・違反に関する情報受付及び関係機関への速やかな回付。

3. 実施時期等

- (1) 平成14年中に消費技術センター本部及び食品衛生協会の2ヶ所において試験的に開始する。
- (2) 当面、週2回程度（各所1回）開設。

4. その他

(1) 地方自治体への要請

今後、地方自治体に対し、一元的な相談窓口の設置を要請する。（具体的なあり方については、検討中。）

(2) 食品表示全般に関する相談対応への人材育成

① 国レベル

食品衛生協会の相談員に対し、JAS法の内容に関する研修を実施する。

また、消費技術センターにおいては、これまでも食品衛生法を含めて食品の表示全般に関する相談に対応してきたところであるが、その充実強化を図るため、食品衛生法の内容に関する研修を実施する。

② 地方自治体レベル

保健所（食品衛生監視員）やJAS法担当部局等、地方自治体の相談窓口担当者に食衛法及びJAS法を含めた食品表示に関する講習会を開催し、食品表示全般について指導できる体制の整備を進める。

相談窓口の一元化

(現状)

(食衛法)

厚生労働省、食品衛生協会、保健所等（食品衛生監視員）が相談業務を実施

(JAS法)

農林水産省、消費技術センター、都道府県（JAS法担当部局）が、相談業務を実施

(各法バラバラに相談受付)



(今後の方向)

ワン・ストップ・サービスの開設

(14年中)

- ・消費技術センター、食品衛生協会に試験的に設置
- ・実施結果を踏まえ、必要な改善を図る

(食衛法、JAS法を通ずる)

消費者・事業者からの表示に関する相談受付

表示に関する苦情・違反に関する対する情報の受付及び関係機関への速やかな回付（食品表示110番）

情報受発信機能強化による、分かりやすく、適正な食品表示の推進

別紙5

共通パンフレットの作成について

1. 趣旨

これまで、食品衛生法、栄養改善法、JAS法、景品表示法等それぞれの法律に基づく表示制度を個別に解説したパンフレットはあったものの、これらの表示制度全体を一覧できるような、共通のわかりやすいパンフレットがなかったことから、消費者、事業者ともに、食品表示全体について正しく理解することが難しい等の問題点が指摘されている。

このため、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会が連携し、消費者、事業者の食品表示に対する理解を深めることを目的に、食品の表示制度を一覧できるような、わかりやすいパンフレットを合同で作成することとする。

2. パンフレットの特色とイメージ

① 消費者向けパンフレット

<特色>

代表的な食品毎に表示をわかりやすく解説。

<イメージ>

消費者を対象として、以下のような内容を収載。

- ・表示の実例
- ・表示の見方 など

お肉の表示(例) 名称 ... 原産地 ... ×× ...	お魚の表示(例) ○○ ... △△
缶詰の表示(例) ○○ ... △△ ... ××	
 お肉の表示の見方 ① 名称 ... ② 原産地 ... ③ ×× ...	

② 事業者向けパンフレット

<特色>

個別品目ごとに、食品衛生法、栄養改善法、JAS法、景表法等に定められた食品表示制度を一元的に解説。問い合わせが多い事項の解説も含め、該当箇所を見れば、表示に関するすべてのことがわかるようにする。

<イメージ>

事業者を対象として、以下のような内容を収載。

- ・ 表示対象範囲
- ・ 表示事項（義務表示項目、任意表示項目）
- ・ 表示の実務上の考え方

など

スイートコーン缶詰	<解説>	◎表示の実務上の考え方														
<表示例>	◎表示対象範囲														
<table border="1"><tr><td>①名称</td><td>...</td></tr><tr><td>②形状</td><td>...</td></tr><tr><td>③原材料名</td><td>...</td></tr><tr><td>④固形量</td><td>...</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td></tr></table>	①名称	...	②形状	...	③原材料名	...	④固形量	◎表示事項 1)義務表示項目 ①名称 ②形状 ③原材料名
①名称	...															
②形状	...															
③原材料名	...															
④固形量	...															
.....															
.....															
.....															
	2)任意表示項目															

3. 広報

- 可能な限り多様なルートを通じ、各消費者、事業者等に配布。
- 手軽に閲覧、ダウンロードができるよう、各省のホームページにも掲載。
- 各省合同で表示に関する説明会を開催。